

令和2年6月4日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和2年6月4日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	神原 宏一
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

おはようございます。

議員各位にはご多忙のところ、定刻にご参集を頂きまして誠に有難うございます。

ただ今より、令和2年第2回多度津町議会定例会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、おはようございます。もう最近は、今日もいい天気ですけど若葉・青葉香る新緑の好季節となっております、行楽のシーズンを迎えているというところではありますが、例年でしたら、この時季どこかへ出かけたいとか、また、色々なイベントとか、また、事業とかがありまして都会に出る機会も多いところではありますけども、今、新型コロナウイルス禍によりまして色々と自粛をして頂いておりますこと、議員の皆様方の議員活動にも支障が出てきておりますことに誠に遺憾に思いながら、皆様方のご協力におきまして、大変嬉しく、また、頼もしく思い、感謝をしているところがあります。

今日から6月議会が開催致します。皆様方の忌憚のないご意見を頂戴致しまして、この6月議会が有意義な議会となりますこと、心からお願いを申し上げて、開会に際してのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い致します。

議長（村井 勉）

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和2年第2回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第2回定例会を開会致します。

本日の議事日程は配付の通りであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、6番 松岡 忠 君、12番 渡邊 美喜子 君を指名致します。

日程第2. 会期の決定を議題と致します。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長、古川 幸義君。

議会運営委員会委員長（古川 幸義）

会期の件でございますが、本日6月4日より6月16日までの13日間とし、詳細については、議長の方でお諮りをお願い致します。

議長（村井 勉）

ただ今、議会運営委員会委員長の発言の通り、本定例会の会期は本日より6月16日までの13日間とし、日程については6月4日（木）提案説明、5日（金）から7日（日）まで休会、

8日（月）一般質問、9日（火）同じく一般質問、10日（水）総務教育常任委員会並びに建設産業民生常任委員会、11日（木）総務教育常任委員会並びに建設産業民生常任委員会の予備日、12日（金）から15日（月）まで休会、16日（火）議案審議と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

なお、一般質問者が11名となっており、8日（月）は通告順で1番から6番まで、9日（火）は通告順で7番から11番までと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日より6月16日までの13日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3. 諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。監査委員より例月現金出納検査執行状況、町長より令和元年度多度津町一般会計繰越明許費繰越計算書、令和元年度多度津町特別会計公共下水道繰越明許費繰越計算書、令和元年度多度津町土地開発公社決算等状況、令和元年度公益財団法人 多度津町文化体育振興事業団の経営状況及び令和元年度多度津町行政改革実施計画の実績の報告を受けております。報告はタブレットに掲載を致しておりますので、朗読は省略致します。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでにタブレットに掲載を致しておりますので、朗読は省略致します。

日程第4. 議案第1号、多度津町税条例の一部改正について、議案第2号、多度津町都市計画税条例の一部改正についてを提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長、泉君。

税務課長（泉 知典）

おはようございます。

それでは、今回上程致しました議案につきまして、提案説明をさせていただきます。

議案第1号、多度津町税条例の一部改正及び議案第2号、多度津町都市計画税条例の一部改正についての2議案は、関連のあることから一括して提案説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

この度の改正は、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」（令和2年法律第25号）が制定されたことにより、「地方

税法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 26 号）、「地方税法施行令の一部を改正する政令」（令和 2 年政令第 161 号）及び「地方税法施行規則の一部を改正する省令」（令和 2 年総務省令第 49 号）が、本年 4 月 30 日にそれぞれ公布され、それに伴い本町の税関係条例の一部につきましても所要の改正を行うものでございます。

それでは、まず、議案第 1 号、多度津町税条例の一部改正について、提案説明をさせていただきます。

改正の主な内容は、固定資産税の「わがまち特例」に一定の事業用家屋及び構築物を加えるもの。軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を延長するもの。及び徴収猶予の特例に係る手続などを定めるものです。

その他、関係法令の改正に伴う条文の整備も含まれた内容のものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

それでは、まず第 1 条関係と致しまして、タブレットの 2 ページ上段をご覧ください。

附則第 10 条の 2 は「法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合」に関する規定で、固定資産税の「わがまち特例」を定めるものでございます。

第 24 号に生産性向上特別措置法の改正により、「導入促進基本計画」に基づいて先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業等に対し、一定の事業用家屋及び構築物の税額を「0」とする規定を追加するものです。

2 ページ下段から 3 ページの附則第 15 条の 2 は「軽自動車税の環境性能割の非課税」に関する規定で、軽自動車税の環境性能割の税率を 1%分軽減する特例措置の適用期限を 6 ヶ月延長し、令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものを対象とするものです。

3 ページ中段の附則第 23 条は「新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等」に関する規定で、収入が大幅に減少（前年同期比、概ね 20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで 1 年間、徴収猶予できる特例を設けるものです。

続きまして、第 2 条関係と致しまして、5 ページ上段をご覧ください。

附則第 24 条は「新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例」に関する規定で、イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除が適用できる特例を設けるものです。

6 ページ上段の附則第 25 条は「新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例」に関する規定で、住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る住民税における対応を講ずるものです。

その他、関係法令の改正に伴う条文の整備も含まれた内容のものでございます

最後に、本改正条例の附則と致しまして、施行期日を定めるものでございます。

続きまして、議案第 2 号、「多度津町都市計画税条例の一部改正」の提案説明をさせていただきます。

この度の改正は、「地方税法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 26 号）が本年 4 月 30 日に公布されたことに伴い、多度津町都市計画税条例の所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。タブレットの 1 ページの第 1 条関係の附則第 13 項及び 2 ページの第 2 条関係の附則第 13 項についてでございますが、議案第 1 号の「多度津町税条例の一部改正」の第 10 条の「読み替え規定」の改正と同様で「わがまち特例」について町税条例と同様にするために法律改正に併せて引用する適用条文を改正するものでございます。

最後に、本改正条例の附則と致しまして、施行期日を定めるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 1 号、多度津町税条例の一部改正及び議案第 2 号、多度津町都市計画税条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5. 議案第3号、多度津町手数料条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。住民環境課長 石井君。

住民環境課長（石井 克典）

改めましておはようございます。

議案第3号、多度津町手数料条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、情報通信技術の活用による行政手続等にかかる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（略称：デジタル手続法）の一部施行により、マイナンバーの通知カードが廃止されることに伴い、通知カードの再交付にかかる手数料の規定を廃止するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

1ページの新旧対照表をご覧ください。

アンダーラインを引いたところが改正箇所でございます。

別表（第2条関係）のうち、7、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に関するものの（2）通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。）の金額、1件につき 500円を削除するものでございます。

なお、附則において「施行日は公布の日から施行する。」と規定をしております。

以上、簡単ではございますが、議案第3号、多度津町手数料条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6. 議案第4号、多度津町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、多田羅君。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

議案第4号、多度津町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症対策については、国内で感染が拡大し、その更なる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要であると考え、国内の感染拡大防止の観点から、国が緊急的・特例的な措置として傷病手当金の支給に要した費用について財政支援を行うことになりました。香川県後期高齢者広域連合でも傷病手当金に関して、香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正され、令和2年5月1日に公布、同日より施行されたことに伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明致します。

まず、第2条第7号の次に、次の1号を加えます。

第8号、広域連合条例附則第5項から第10項までの規定の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付。

次に、「第8号」を「第9号」と改めます。

附則として「この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第8号の規定は、令和2年5月1日から適用する。」と規定しています。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第4号、多度津町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7. 議案第5号、多度津町交通指導員設置条例の廃止についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、神原君。

総務課長（神原 宏一）

おはようございます。

議案第5号、多度津町交通指導員設置条例の廃止についての提案説明を申し上げます。

本年4月に地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正が施行され、新たに会計年度任用職員制度が導入されております。これに伴いまして、これまで非常勤特別職として活動頂いておりました交通指導員につきましては、会計年度任用職員に該当しないこととなることから、新たに規則を制定し、これまで同様に活動頂くこととし、本条例につきましては廃止しようとするものでございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行することとしています。

以上、議案第5号、多度津町交通指導員設置条例の廃止についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8. 議案第6号、令和2年度多度津町一般会計補正予算（第2号）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、神原君。

総務課長（神原 宏一）

議案第6号、令和2年度多度津町一般会計補正予算（第2号）についての提案説明を申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額 121 億 1,870 万円に、歳入歳出それぞれ 2 億 2,560 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 123 億 4,430 万円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。5 ページをお開き下さい。

第2表、地方債の補正に記載してありますように教育施設整備事業を 8,390 万円に補正するものでございます。

この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは商工費、教育費など。

歳入における増額補正の主なものは、国庫支出金、町債など。減額補正は繰入金でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、説明を申し上げます。

20 ページをお開き下さい。

款 2. 総務費は、64 万 2 千円の増額補正により、41 億 8,136 万 4 千円に改めるもので、項 1. 総務管理費の増額でございます。

内訳は、目 1. 一般管理費、1 万 7 千円の減額、目 6. 企画費、65 万 9 千円の増額でございます。

22 ページをお開き下さい。

款 3. 民生費は、392 万 3 千円の増額補正により、30 億 6,148 万 5 千円に改めるもので、

項 2. 児童福祉費、目 1. 児童福祉費の増額でございます。

24 ページをお開き下さい。

款 4. 衛生費は、27 万 2 千円の増額補正により、7 億 3,878 万 9 千円に改めるもので、
項 2. 清掃費、目 3. じん芥処理費の増額でございます。

26 ページをお開き下さい。

款 7. 商工費は、1,170 万円の増額補正により、1 億 6,203 万 7 千円に改めるもので、
項 1. 商工費、目 2. 商工振興費の増額でございます。

28 ページをお開き下さい。

款 8. 土木費は、438 万円の増額補正により、11 億 6,898 万円に改めるもので、項 1.
土木管理費、目 1. 土木総務費 350 万円の増額、項 3. 河川費、目 3. 施設管理費 88 万
円の増額でございます。

30 ページをお開き下さい。

款 9. 消防費は、617 万 5 千円の増額補正により、4 億 4,812 万 9 千円に改めるもので、
項 1. 消防費の増額でございます。内訳は目 1. 常備消防費 145 万 1 千円の増額、目 4.
防災費 472 万 4 千円の増額でございます。

32 ページをお開き下さい。

款 10. 教育費は、1 億 9,850 万 8 千円の増額補正により、11 億 3,661 万 6 千円に改め
るものでございます。

項 1. 教育総務費は、20 万 1 千円の増額補正で、目 2. 事務局費の増額でございます。、
項 2. 小学校費は、1 億 3,238 万 2 千円の増額で、内訳は目 1. 学校管理費 60 万 1 千円
の増額、目 2. 教育振興費 1 億 3,178 万 1 千円の増額でございます。項 3. 中学校費は、
5,885 万 5 千円の増額で、内訳は目 1. 学校管理費 26 万 4 千円の増額、目 2. 教育振興
費 5,859 万 1 千円の増額でございます。項 4. 幼稚園費は、131 万円の増額で、目 1. 幼
稚園費の増額でございます。項 5. 社会教育費は、500 万円の増額で、目 1. 社会教育
総務費の増額でございます。項 6. 保健体育費は、76 万円の増額で、目 2. 学校給食共同
調理場費の増額でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

10 ページをお開き下さい。

款 8. 国庫支出金は、1 億 7,833 万 4 千円を増額補正し、35 億 5,315 万 5 千円に改める
もので、項 2. 国庫補助金の増額でございます。

内訳は、目 1. 総務費国庫補助金、1 億 24 万 8 千円の増額、目 6. 教育費国庫補助金、
7,808 万 6 千円の増額でございます。

12 ページをお開き下さい。

款 9. 県支出金は、70 万 9 千円を増額補正し、6 億 9,626 万 4 千円に改めるものでござ
います。

項 2. 県補助金は、50 万 9 千円の増額補正で、内訳は目 7. 消防費県補助金、80 万円の

減額、目 8. 教育費県補助金、130 万 9 千円の増額でございます。項 3. 県委託金は、20 万円の増額補正で、目 6. 教育費県委託金の増額でございます。

14 ページをお開き下さい。

款 12. 繰入金は、1,258 万 2 千円を減額補正し、5 億 7,208 万 9 千円に改めるもので、項 2. 基金繰入金、目 2. 財政調整基金繰入金の減額でございます。

16 ページをお開き下さい。

款 14. 諸収入は、83 万 9 千円を増額補正し、2 億 3,504 万 7 千円に改めるもので、項 4. 雑入、目 4. 雑入の増額でございます。

18 ページをお開き下さい。

款 15. 町債は、5,830 万円の増額補正により、14 億 6,130 万円に改めるもので、項 1. 町債、目 5. 教育債の増額でございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額 121 億 1,870 万円に、2 億 2,560 万円を追加し、123 億 4,430 万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第7号、令和2年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、多田羅君。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

議案第 7 号、令和 2 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 1 号）について、提案説明を申し上げます。

第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 26 億 6,700 万円に、歳入歳出それぞれ 50 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 6,750 万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明申し上げます。

国 10 ページをお願いします。

款 2. 保険給付費は、50 万円増額し、18 億 7,350 万 8 千円とするものでございます。

5 月の臨時議会でご承認頂きました、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等にかかる傷病手当金につきまして、新たに項 10. 目 1. 傷病手当金 50 万円を計上するものです。

次に、歳入についてご説明致します。国 8 ページをお開き下さい。

款 4. 県支出金は、50 万円増額し、19 億 2,533 万 1 千円とするものでございます。

国が示します支給要件に沿って支給した傷病手当金に係る費用については、特別調整交

付金として全額財政支援が行われることにより、項 1. 県負担金、目 1. 保険給付費等交付金を 50 万円増額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 50 万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 6,750 万円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第 7 号、令和 2 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 1 号）の提案説明をさせて頂きました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10、議案第8号、令和2年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第1号）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷君。

建設課長（三谷 勝則）

おはようございます。

議案第8号、令和2年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

下 1 ページをご覧下さい。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 10 億 7,550 万円に、歳入歳出それぞれ 380 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 7,930 万円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は総務費の増額補正でございます。一方、歳入は繰入金及び繰越金の増額補正でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下 10 ページをお開き下さい。

歳出と致しましては、款 1. 総務費を 380 万円増額補正し、2 億 2,626 万 4 千円に改めるもので、これは項 2. 業務管理費の主に修繕料の増額補正によるものでございます。

続きまして、歳入につきまして説明を申し上げます。

下 8 ページをお開き下さい。

款 5. 繰入金を 350 万円増額補正し、2 億 6,067 万 3 千円に改めるもので、これは項 1. 他会計繰入金の増額によるものでございます。

款 6. 繰越金を 30 万円増額補正し、30 万 1 千円に改めるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額 10 億 7,550 万円に 380 万円を増額し、10 億 7,930 万円に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第 8 号、令和 2 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 1 号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11. 議案第9号、多度津町農業委員会委員の任命についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第9号、農業委員会委員の任命につきまして提案説明を申し上げます。

農業委員は、平成29年度の改選時より農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正に伴い、選出方法が公職選挙法に基づくものから町長が議会の同意を得て任命する方法に変更されております。今回の任期満了に伴う改選にあたり、農業委員会等に関する法律第9条及び多度津町農業委員会の委員の任命に関する規則に基づき、令和2年4月1日から4月30日までの期間に農業委員候補者の推薦及び応募の受付を行い、その結果、農業委員定数14人に対して農業者団体からの推薦が14名、個人による応募が1名ありました。農業委員の任命の過程の公正性及び透明性を確保するために多度津町農業委員等候補者選考委員会設置要綱に基づき、5月12日に同委員会を開催し、推薦及び応募のあった15名について審議を行い、選考された14名が候補者として適格であるとされましたので、法律第8条第1項の規定により、候補者14名を農業委員として任命することについて議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間とするものです。

よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げて、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮り致します。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定を致しました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第9号についてを採決致します。

本案は、原案どおりに同意することについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定を致しました。

日程第12. 議案第10号、多度津町教育委員会委員の任命についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第10号、教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を説明申し上げます。

教育委員会委員として富田 哲弥氏を任命致したく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

富田氏の住所・生年月日につきましては記載のとおりであり、令和2年6月30日をもって任期満了となります。

現在も教育委員として、青少年健全育成活動に熱心に取り組んで頂いており、教育委員として適任であると考えております。

なお、任期につきましては、令和2年7月1日から令和6年6月30日までの4年とするものであります。

よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げて、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮り致します。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定を致しました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第10号についてを採決致します。

本案は、原案どおりに同意することについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定を致しました。

日程第13. 選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題と致します。

ここで、お諮りを致します。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選に致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定致しました。

お諮りを致します。

指名の方法については、議長が指名することに致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定致しました。

選挙管理委員には、加々見 一 氏、嶋田 節子 氏、柳原 靖幸 氏、大藪 家司 氏、以上の方を指名致します。

お諮りを致します。

ただ今、指名致しました方を選挙管理委員の当選人と定めることについて、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名致しました、加々見 一 氏、嶋田 節子 氏、柳原 靖幸 氏、大藪 家司 氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員に、行事 義美 氏、吉田 なおみ 氏、林野 美香 氏、細川 清二 氏、以上の方を指名致します。

お諮りを致します。

ただ今、議長が指名致しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名致しました、行事 義美 氏、吉田 なおみ 氏、林野 美香 氏、細川 清二 氏、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、選挙管理委員に欠員が生じたときは、補充員の中から補充を致しますが、その順序を1番、行事 義美 氏、2番、吉田 なおみ 氏、3番、林野 美香 氏、4番、細川 清二 氏、と致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今申し上げたとおりに決定致しました。

ここで、お諮り致します。

ただ今までに、提案理由の説明がなされました議案で、議案第1号、第2号及び議案第5号から第8号までの6議案を総務教育常任委員会に、議案第3号及び議案第4号の2議案を建設産業民生常任委員会に多度津町議会会議規則第39条第1項の規定により付託の上、審査することに致したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、6議案を総務教育常任委員会に、2議案を建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することに決定を致します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了を致しました。

これにて、散会を致します。

有難うございました。

散会 午前9時49分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 2 年 6 月 4 日
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記